



平成21年5月15日

各 位

東京都中央区日本橋兜町1番10号
平和不動産株式会社
代表取締役社長 金原策太郎
(コード番号8803)東京・大阪・名古屋市場第一部・福岡・札幌
問合せ先 執行役員総務部長 佐々木 一郎
TEL 03-3666-0181

定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更について、平成21年6月25日開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、現行定款を次のとおり変更するものであります。

- ① 決済合理化法の施行日において、株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除し、併せて単元未満株式に係る株券に関する規定を削除し、また、株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第12条第3項)
なお、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされておりますので、附則に所要の規定を設けるものであります。
- ② 決済合理化法の施行に伴い、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。(現行定款第10条、第12条第3項)

③ 上記変更に伴う条数の変更、その他所用の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更を付議する株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 25 日

変更後の定款の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 [条文省略]</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の発行)</p> <p>第9条 [条文省略]</p> <p><u>2</u> 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第<u>10</u>条 当社の株主(実質株主を含む。以下<u>同じ。</u>)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 〽 [条文省略]</p> <p>(4)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第<u>11</u>条 [条文省略]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>12</u>条 [条文省略]</p> <p>2 [条文省略]</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下<u>同じ。</u>)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>13</u>条 〽 [条文省略]</p> <p>第<u>41</u>条</p>	<p>[削 除]</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第<u>7</u>条 [現行どおり]</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第<u>8</u>条 [現行どおり]</p> <p>[削 除]</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第<u>9</u>条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 〽 [現行どおり]</p> <p>(4)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第<u>10</u>条 [現行どおり]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第<u>11</u>条 [現行どおり]</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>3 当社の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿<u>および新株予約権原簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第<u>12</u>条 〽 [現行どおり]</p> <p>第<u>40</u>条</p>

[新 設]

附 則

第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。

以 上